

補 論

メキシコにおける市場経済化と 企業活動法の対応

はじめに

本論に入る前に、本稿においてキーワードとなる市場経済化と企業の定義を試みることとする。わが国では市場経済化、市場経済原理が専らだが、メキシコを含むラテンアメリカの場合、新自由主義が一般化しており、それは、市場経済原理、自由貿易、規制撤廃、民営化を一本にした概念である。サラゴサ大学のF. J. パラシオ教授は、アメリカ政府およびワシントンの国際金融機関の造語であり、ブレイディ・プラン（米国債を担保としてメキシコ債を発行し、それを外銀の対メキシコ債権と交換しつつ債務軽減をはかるプラン）で恩を売られた関係もあり、ラテンアメリカが受け入れざるを得なかつたもので、ラテンアメリカ自体のイデオロギーではない、ブレイディ・プランはアメリカの覇権確立の道具である、と断する⁽¹⁾。一つの参考になろう。

次に本稿の主役である企業ないし会社の概念について考えてみたい。企業（英語の enterprise、スペイン語の empresa）とは、どちらかといえば経済的概念で、企業家が、土地、労働、資本などの生産要素を組み合わせて特定の財の生産あるいは特定のサービスを実現する事業体が連想される。会社のみならず、単独の商人、農家でも自作農ならば企業の概念に入るであろう。そして、会社（英語の company、スペイン語の sociedad）とは、どちらかといえ

ば、法律的概念であり、複数の社員（socio直訳すれば、仲間のこと）が寄り合って資金を出し合い、特定目的の事業を営み、一定期間のなかで利潤を追求し、利潤を分配する契約を結ぶ法律行為というのがメキシコを含むラテンアメリカの会社観である。契約である以上、存続期間の定め（更新は可能だが）もある時限的存在である。破産しないかぎり、会社を永遠視するわが国の会社観と異なるところである。

I 「市場経済化」の背景

1. 内的要因

1970年代のメキシコは、大量の埋蔵油田が発見され、石油のブームにわき、2度にわたるオイルショックも生産国として受益し、空前の石油ブームを謳歌した。工業は、他のラテンアメリカ諸国と同様、当時流行のプレビッシュ理論を軸とする国家主導の輸入代替型の工業化であり、高い関税と非関税障壁に保護されていた。輸入代替とは専ら内需をねらうことを意味する。経済好調の時代に所得の再分配が行われていれば、輸入代替の工業化もそれなりの効果をあげたかもしれない。しかし再分配は進まず、不平等を深化したので市場的な限界があり、行詰まりを來した。国営企業はあらゆる部門に浸透した。それを通ずる補助金のばらまき交付は、与党の制度的革命党（PRI）の長期にわたる政権の独占を可能にする手段でもあった。それを補填する国家資金の投入が財政赤字の累積をまねき、通貨増発で赤字を貽ったためインフレを誘発した。国営企業の非能率も問題化した。それまでラテンアメリカのなかでは、珍しくインフレ率の低いメキシコだったが、86年の生計費指数からみたインフレ率は年86.2%になる。85年9月メキシコ市を襲った地震が経済危機を過重した。

2. 外的要因

1980年代の初め、皮肉にもそれまでメキシコの繁栄を支えてきた石油の価格が反落、外貨収入の減少を来し、一次產品全体の低落、米ドル金利の上昇がそれに追討ちをかけ、資本が海外に逃避した。ときのロペス政権は、外貨流出の責めを商業銀行に帰し、銀行を国有化した。82年8月13日の対外債務不払い宣言に始まる金融危機はラテンアメリカの累積債務危機の発火点になる。冷戦の終結、特に89年のベルリンの壁崩壊以降の世界的な自由化傾向、同年のブレイディ・プラン適用第1号になって金融危機を早めに脱するが、対米迎合路線を強めることにもなる。それを背景に新規の外資も流入するようになる。

II 「市場経済化」の現段階

混合経済から市場経済への移行は、金融危機の最中に政権を引き継いだデ・ラ・マドリ大統領（1982～88年）以降というのが通説だが、デ・ラ・マドリには「国営企業とは国家がある社会目的を達成するための一手段」⁽²⁾というような混合経済、国営企業への未練があった。したがって移行期といつてよい。1986年GATTに加盟、関税および非関税障壁を引き下げたので、当然、国際競争力の低い企業の大量倒産をまねいた。閣僚、高級官僚にアメリカ留学組のテクノクラートを多く起用したのも新機軸だった。インフレ率で推移をたどると、87年の生計費指数が年131.8%、88年が年114.2%と高いが、89年には年20%に下がる。デ・ラ・マドリ政権の下で予算・企画相を務めたサリーナス大統領（1988～94年）もアメリカ留学組だが、銀行の再民営化を含む国営企業の広範な民営化を実施した。また対外的には北米自由貿易協定（NAFTA）を締結、NAFTA発効に備え農業の国際競争力をつけるた

め憲法第27条改正によるエヒード（共同体単位の農地の総有制）の土地の市場化、株式会社による農地取得を認める措置をとったため、94年1月1日、NAFTA発効の当日、NAFTA反対、新自由主義反対を標榜するチアパス反乱が勃発、未だに火種が残っている。農民のみならず、国際競争力の弱い分野の企業からの反駁もあった。当時の政権は、弱い企業はGATT加盟時に淘汰されていると説明していた。サリーナス政権の末期にインフレは15%台に下がるが、経常収支の赤字が拡大、対外債務も80年代より約3倍増などの負の遺産を次期政権に残した。後継のセディージョ政権（1994年～）は発足早々ペソ暴落の通貨危機に見舞われる。それまで高金利で短期資金を誘引して帳尻を合わせていたのだが、チアパス反乱、与党であるPRIの大統領候補者や幹事長の暗殺事件などが不安材料になり、逃げ足の速い短期資金が逃避しはじめたからである。1年余で外貨準備は7分の1に減少、マイナス成長と高率のインフレに悩まされるが、NAFTAを軸とする国際金融支援の取りつけに成功し、2年余でなんとか直した。NAFTA加盟早々のメキシコをアメリカが見捨てるわけにいかなかつたとすれば、NAFTA加盟効果といえよう。新自由主義の一環としての民营化の進行に伴う外貨収入増、歳入増、国営企業の赤字負担減に伴う歳出減などももち直しに寄与したといえる。しかし、そのなかにあってもメキシコの経済を経済的に支えている2本の柱が依然として低賃金を売り物にするマキラドーラ（保税加工制度）と石油であることも看過できない。ちなみにマキラドーラの輸出額は例年総輸出額の40%台であり（もちろん関連輸入額も大きいが）、100万人余の労働者が就労している。そして石油の国際価格が下落すれば、歳出を圧縮しなければならないのも現実である。以上のような政府主導型から民間主導型に移行した路線をふまえて法がどのように対応したかの考察に入りたい。

III 「市場経済化」と基本法

基本法としては、国の最高法規である憲法と国際条約、メキシコでは第2の憲法といわれる外資法をあげることとする。

1. 憲 法

1917年のメキシコ憲法（部分的改正はあったが現行法）は、メキシコ革命（1910～17年）の総決算とも言うべきもので、34年間独裁政治を維持し、かつ外資や大地主を優遇したポルフィリオ・ディアス体制に対するアンティテーゼを提示したものなので、ナショナリズムと農地改革を強く打ち出しているのがその特色である。本稿に関連ある条文を拾ってみる。

まず第9条であるが、「合法的目的をもって平穏に結社（asociarse）または集会（reunirse）する権利を制限することはできない（以下略）」と定められており、asociarseは持久性のあるもの、socioが寄り合って会社、政党、職業団体、クラブなどを設立する行為の自由であり、reunirseは臨時的なもの、複数の人が一定の場所と一定の時間に集会する自由と解説されている⁽³⁾。後述の商工会議所法と関連がある。

次に世界の憲法で一条では最も長文といわれている第27条であるが、そのI項で、メキシコ人またはメキシコの会社のみが土地、水、その付属物の所有権を取得でき、鉱山、水、可燃鉱物の開発権を取得することができること、外国人が当該権利を取得するためには外国人が外務省においてこの件についてメキシコ人とみなされることに同意し、自国政府の保護を求めないこと（いわゆるカルボ条項）、それでも国境沿い100キロメートル、海洋沿い50キロメートル以内の土地および水域では外国人は、いかなる理由があっても、直接的所有権を取得できないなどの制限を付している。後段の禁止条項は、国境地帯に多いマキラドーラ企業に影響するが、後述のような便法を設けて

いる。

同条IV項では、従来は株式会社の農地取得を禁止していたが、1992年の改正で解禁した。取得の限度は、XV項で接収免除を認められている小農業所有地の25倍までである。小農業所有地とは灌漑農地100ヘクタール、天水農地200ヘクタール、綿作地150ヘクタール、永年作物地300ヘクタールで、一般通念の小農地とは異なり（特にわが国のそれと）、メキシコ農地改革の抜け穴といえるものである。その25倍は、それぞれ2500ヘクタール、5000ヘクタール、3750ヘクタール、7500ヘクタールにもなる。まさに会社形態による大土地私有制の復活といえるものである。しかし、改正 XV 項は、「メキシコにおいて、大土地私有制 (*latifundio*) は廃止される」という矛盾した表現で始まる。そのほか伝統的なインディオ共同体や1920、30年代の農地改革の過程で形成された前述の共同体エヒードに目配りした表現もあるが、NAFTAに備えたメキシコ農業の国際競争力をつける措置であることは明白で、このままでは大農に呑み込まれるという危機感が前述のチアパス反乱を引き起こす有力な引き金の一つになった。

その次が、原則的な反独占条項の第28条である。メキシコには、スペイン植民地時代にスペイン王室がもっていたさまざまな特権、輸出入は対本国に限定、特定商人への専売特権などがあるが、その弊害の苦い歴史的経験があるので、独占に対する伝統的反駁があり、1857年の憲法にすでに反独占条項があった。第28条は、いかなる独占、専売、税の免除、ある産業保護を名目とする禁止があってはならないとする（1項）原則で始まり、それゆえに法は、価格の高騰を目的とする一または少数者への生活必需品の集中または買い占め、生産者、工業経営者、商人、サービス業者が同業者間の競争を回避し、消費者に法外な価格を強制するような協定または連合、一般的に大衆または若干の社会階層の犠牲において一または特定の数人に排他的利益をもたらすすべてのものを厳しく処罰する（2項）と定めている。ただし、原則に対する例外としては、国の戦略的分野に属する貨幣の鋳造、郵便、電信、無線電信および衛星通信、単一の銀行による紙幣の発行、石油および炭化水素

物資、基礎石油化学、放射性鉱物および核エネルギーの発生、電力、鉄道および連邦国会が採択する法によって明示された諸活動は国の独占とされている（4項）。1982年9月1日ロペス政権が銀行を国有化したときは、第28条の5項で銀行も国の独占とし、90年6月27日サリーナス政権が再民営化したときに5項を廃止した⁽⁴⁾。また、95年3月には第28条4項の後段を改正し、衛星通信および鉄道について、国が主導権を維持しつつも、民営化にも道を開いた。なお、自らの利益を守るために結成される労働組合、自らまたは一般の利益のために生活必需品でない国内生産物または工業製品を輸出する組合または協同組合も従来から適用除外が認められている（6項）。

最後に第134条で政府が公共事業を実施する契約を結ぶときは公告し、入札に付さなければならぬことになっているが、民営化の手続きはこれに基づき競売を行っている⁽⁵⁾。

2. 条 約

NAFTAは、自由貿易地域という最も緩い市場統合なので、通常ならば関税および非関税障壁の相互的引下げに尽きるところであり、関税法、輸出入管理法以外の国内法には影響ないはずだが、結構メキシコの国内法には整合上の影響がでている。また、憲法を楯にとって防護したところもある。

(1) NAFTA第303条により、加盟国は他の加盟国との関係において輸入関税、相殺関税の支払い免除、減額、支払い猶予（いわゆるドローバック）を認める制度をなくすことになっており、付属文書303.7によりメキシコ、アメリカ、カナダ間では2001年1月1日以降撤廃することになった。その趣旨は、域外非加盟国から無税で入ってきた原材料や部品で加工した製品がNAFTA税率で米加両国に輸入されるのを防ぐことがある。マキラドーラとPITEX（輸出商品のための一時輸入計画）というメキシコの二つの一時輸入制度をもろに直撃することになるが、前述のように、メキシコ経済におけるマキラドーラの比重は依然として高いので、政府は、NAFTAとできる

だけ整合するような実質存続の措置を講じつつあるようだ。すなわち、1998年11月13日付の政令でマキラドーラにせよ PITEX にせよ、2000年11月 1 日以降は、一時輸入する物資のうち機械設備に関しては輸入時に関税を支払うこととした。逆に言えば、それまでに機械設備を入れれば無税になるという誘いともとれる。また、原材料、部品についてはそれらが組み込まれた商品が2000年11月 1 日以降 NAFTA 加盟国に輸出された場合には輸出後60日以内に関税を支払うことになった。いずれにせよ発足後15年（2009年）のNAFTA 域内関税はゼロになる予定だが、米加とメキシコ間に大きな賃金格差があるかぎりメキシコにおける部分的加工の妙味はあり、その上、付加価値税（IVA），企業資産税の免除や加速度償却制度のような特典が継続されれば、十分に存続の価値はある。また同上政令の第16条で2001年以降は全製品を国内販売できる道も開いている。ただし、その場合は輸入関税、付加価値税は免税にならない⁽⁶⁾。

(2) NAFTA 第601条で加盟 3 国は、各々の憲法を遵守することを確認した。NAFTA 交渉におけるアメリカの思惑はメキシコの石油産業開放にあり、軟性憲法なので PRI の一存で改正可能とかをくくっていたが、石油はメキシコナショナリズムの聖域であり、これで譲歩すれば大事になるのでサリーナスも頑張り、この憲法遵守条項になった。事実石油で折れていれば国内の反駁はチアパス反乱のようなローカルなものでは収まらなかつたであろう。したがって石油のみならず、憲法第28条の国家独占業種の維持は可能だが、前述のように、拡張解釈あるいは必要に応ずる憲法改正も行っている。石油について言えば、外資も石油資源の探査までは契約で参入できるが、探査に成功しても鉱区の鉱業権は認められない。石油化学については国家独占の基礎品目の分類を19品目から 8 品目に減らし、減らした分を二次品目に移して外資を含む民間部門の参入を広めるようにしている⁽⁷⁾。

(3) NAFTA 第1403条で半世紀にわたり外資を排除してきたメキシコの金融市場も NAFTA 加盟国からの進出を認めることになった。わが国でもアメリカ現地法人の孫銀行を 2 行が設置した。しかし、周知のような日本国内

の金融事情で1行は閉店した。

3. 外資法 (Ley de Inversión Extranjera)

領土の半分を取られた米墨戦争以来の対米不信、メキシコ革命以来の長い伝統で外資に対する警戒心は根強い。しかし、1993年の新外資法は、新自由主義、NAFTAの市場開放要求に、憲法との整合性に苦慮しつつも、それなりに対応している。

国境沿い100キロメートル、海岸沿い50キロメートルの土地（以下、禁止地帯とする）の所有権を外国人に認めない憲法第27条の規定にはまさに米墨戦争以来の警戒心が出ており、この「外国人」にメキシコ法によって設立された外資のメキシコ法人が入るか否か条文上ははっきりしていない。解釈上の問題になるが、従来は現地法人は入るという解釈だった。禁止地帯に進出する外資のマキラドーラ企業のために、1973年の外資法は、メキシコの金融機関と信託契約を結び、不動産の所有権はその金融機関がもつが、実体的には企業が当該不動産を支配するという方式を案出した。信託期間は30年以内だが、更新可能である。93年新外資法では、外国人も禁止地帯で住居目的以外の活動なら、不動産所有権を取得できることになった。取得後60日以内に外務省への報告が要件になっている（第10条）。禁止地帯に住居用不動産を取得する場合は、新法により従来どおり金融機関との信託契約による実質的取得になるが（第11条）、期間は50年以内、更新可能（第13条）に変わった。

外資法上の国家独占業種としては、石油およびその他の炭化水素物資、基礎石油化学、放射性鉱物および核エネルギーの発生、電力、鉄道、郵便、電信、無線電信および衛星通信、貨幣の鑄造、紙幣の発行など憲法第28条を受け止めているが、それに港湾、空港、ヘリポートの管理、監督、治安、その他個別の法律が定める活動（第5条）が加わる。このうち、衛星通信および鉄道は、前述の1995年3月の憲法第28条4項後段の改正を受けた電気通信法（1995年6月7日）および鉄道サービス法（1995年5月12日）の制定により国家

独占業種ではなくなり⁽⁸⁾、民営化の対象になった。

メキシコ人または外国人を排除したメキシコ企業のみに留保される業種としては、宅配便業を除く乗客、観光客、貨物の国内陸上輸送、ガソリンの小売りおよび液化ガスの配給、ケーブル・テレビを除くラジオ・テレビ放送、信用組合（320ある）特別法による開発銀行（開発銀行6、開発信託基金5がある）、その他個別法規で明確に定められた職能的、技術的サービスの提供（第6条）である。

次に、外資の出資比率に制限がある業種として、生産協同組合10%以内、国内航空、エアータクシー、特別航空輸送25%以内、金融持株会社（sociedades controladoras de agrupaciones financieras）、マルチ銀行業務の金融機関（instituciones de crédito e banca multiple 要するにわが国でいえば都市銀行であろう）、証券会社（casas de bolsa）、投資顧問会社（especialistas bursátiles）30%以内、保険会社（instituciones de seguros）、保証引受会社（instituciones de fianzas）、両替商（casas de cambio）、倉庫会社（almacenes generales de depósito）、リース会社（arrendadoras financieras）、ファクタリング会社（empresas de factoraje financiero）、信用機関法（Ley de Instituciones de Crédito）第103条IV項にかかる限定目的の金融機関、証券取引所法第12補條にかかる会社、投資信託会社の固定資本を代表する株式、爆発物、弾薬、銃火器、花火などの製造ならびに商業化（ただし工業および鉱業目的に使用される爆発物ならびにこれらの活動との混合目的で使用される爆発物はこの限りではない）、専らメキシコ国内で購読される新聞の印刷と発行、農地、牧場、森林を所有する会社の“T”種株式（前述のように憲法第27条の改正で株式会社も農地を取得できるようになったが、その株券が“T”種株式。TはTierra土地の頭文字）、ケーブル・テレビ、基本的電話のサービス、淡水、沿岸、経済特区における漁業、総合的な港湾管理、当該根拠法による内水への水先案内サービス、内水および沿岸航海に従事する水運会社（ただし浚渫、港湾建設、維持、管理の会社はこの限りではない）、旅客サービス、線路の保線、牽引車の修理工場、鉄道車両の編成とその商業化、貨物のターミナルや鉄道電話

の運営などの鉄道関係サービス，船舶，航空機，鉄道車両に対する燃料，潤滑油の給油49%以内，までの資本参加が認められる（第7条）。

出資比率制限を残しているとはいえるメキシコとしてはかなり思い切った開放といえる。特に隔世の感があるのは，ラテンアメリカ諸国の中でも最も閉鎖的であった金融の開放度であろう。外銀や外国保険会社の現地法人設立は，前述のようにNAFTA加盟国以外は認めていないが，出資が認められたことにより，1994年の通貨危機の際，経営の悪化した銀行の救済になったといわれる。わが国と同様，メキシコの銀行も不良債権問題をかかえていたが，それを公的資金ばかりでなく，外銀の出資によっても救われたからである。

また出資比率制限にも抜け道を用意している。まず次の業種に対する外資の49%以上の出資には外国投資委員会（Comisión Nacional de Inversiones Extranjeras）の認可を要することになっている。それは，曳航，係留，ランチ運航のような内航業務を営む船舶および港湾サービス，外航船のみを運航する船会社，エアーターミナルの運営，私立の幼稚園，小・中・高校およびその一貫経営，法律事務所，信用調査会社，証券格付け会社，保険代理店，携帯電話，石油および石油副産物を輸送するパイプラインの建設，石油および天然ガスの井戸の掘削，鉄道線路の敷設と保線である（第8条）。

NAFTAの交渉過程において，メキシコが段階的に出資比率制限の引下げを約束させられた業種でもあり，それは新外資法の経過規定に列挙されている。メキシコ人および純メキシコ会社に保留されている乗客，観光客，貨物のメキシコ国内および国際陸上輸送，バスステーションを運営する企業への外資の出資限度は，1995年12月18日以降は49%，2001年1月1日以降は51%，2004年1月1日以降は100%（経過規定第6条），自動車部品，装備，付属品の製造，組立ての企業への外資の出資限度は，現行は49%だが，99年1月1日以降は100%（経過規定第7条），ビデオテキストおよびスイッチボードのサービス提供のメキシコ企業への出資限度は，現行は49%だが，95年7月1日以降は100%（経過規定第8条），建築，土木工事の企業へのそれは現行は49%だが，99年1月1日以降は100%となる（経過規定第9条）。この

自由化は NAFTA 加盟国ばかりではなく、域外国も含めるものであるから、NAFTA の交渉で域外国も受益するといふことがいえよう。

そのほか、外資規制業種の場合も、外国人投資家が株式市場において発行される、もしくは信託制度を通じて、議決権のない株式を取得する中立性投資 (*inversión neutra*) という制度もある。その取得には商務・工業振興省の事前許可を要する。同省に申請後35通常日に諾否の回答がない場合は自動的に承認されたことになる（第18～20条）。もともと途上国に多い49%制限は、民族資本が株主総会で勝てる比率ということであろうから、金は出し、配当だけは取るけれども、経営に口は出さない無議決権株への投資は結構な話であるはずだが、それでも一応のチェックはするわけである。

まったくの別格がマキラドーラ企業で、1989年5月16日付き対メキシコ投資振興・外国資本規制法施行細則 (Reglamento de la Ley para Promover la Inversión Mexicana y Regular la Inversión Extranjera) で49%を超える外資の出資も可能となっており（第7条），上限の定めがないので、100%も可能ということになる。

IV 企業体制と法

ここでは会社法、商工会議所法、破産法、独占禁止法の順で記述することとするが、このうち会社法は、筆者の知る範囲でもいくつかの既刊書で紹介されており、最低資本金を除けば変更ないので、本稿の進行上かつ構成上必要な範囲にとどめることとする。

1. 会社法

商法典 (Código de Comercio) の第二部「商事会社に関する一般法 (Ley General de Sociedades Mercantiles)」が会社法に当たる。会社の形態には合

名会社 (Sociedad en Nombre Colectivo), 合資会社 (Sociedad en Comandita Simple), 有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada), 株式会社 (Sociedad Anónima), 株式合資会社 (Sociedad en Comandita por Acciones), 協同組合 (Sociedad Cooperativa), の 6 形態 (第 1 条) がある。このうち, 協同組合はわが国における会社の概念には入らないであろうが, 原語の *sociedad* 社会に即して考えれば理解できるようだ。これらの会社の設立行為には公証人 (notario) が参入し, 公証人が適法性をチェックすることも共通しており (第 5 条), 設立証書への記載事項も共通的に求められており, 会社を設立する自然人または法人の氏名・国籍・住所, 会社の目的, 会社の社号 (*razón social* 人的会社性を出しているので合名会社, 合資会社の場合) または社名 (*denominación*), 存続期間 (冒頭記述のように, 時限的存在を建前としているので), 会社資本金 (*capital social*) の額, 各社員の現金または現物出資額, 現物出資の場合の評価額・評価基準, また可変資本会社の場合は最低資本金の額, 会社の住所, 会社の経営方式および役員の権限, 役員の選任と代表署名者の指名, 社員間の損益の分配方法, 準備金額, 解散事由, 清算の方法および清算人の選任方法である (第 6 条)。

会社法では, 基本に会社は社員間の契約行為というものがあり, 設立契約 (*contrato constitutivo*), 設立証書 (*escritura constitutiva*), 定款 (*estatuto*) は会社契約 (*contrato social*) と同義と理解される。合名会社は, 無限責任社員からなる典型的な人的会社, 合資会社と株式合資会社は無限責任社員と有限責任社員からなる人的会社, 有限責任持分会社と株式会社は有限責任社員からなる物的会社であるが, 前者は社員別の出資額が持分 (*cuota*) として会社契約のなかに明記されるのに対して, 後者では社員の出資額が証券 (*acciones*) 化され, 売買・流通されるので, 当然定款に社員の出資額は載らず, 匿名化される。スペイン語の株式会社が直訳すれば匿名会社 (*sociedad anónima*) になるのはこのためであろう。メキシコでも 8 割方は株式会社形態をとるといわれる。最も多い形態は, 可変資本株式会社 (略称 S. A. de C. V.) である。社員の設立後の出資もしくは新社員の加入により資本を増加で

き、出資の一部または全部の撤回により減資できる（第213条）という可変的制度であり、株式会社のみならず、6種の会社のいずれもとることが認められている。

株式会社の最低資本金は、既刊書の数字よりも倍増している。有限責任持分会社のそれは3000ペソだが、株式会社は1992年6月11日の政令により2万5000ペソから5万ペソにまで引き上げられた。可変資本株式会社もこの最低資本金を割ることはできない。

2. 商工会議所法

1941年8月26日付商工会議所法 (*Ley de Cámaras de Comercio e Industria*) は、商業者に対しても工業者に対しても、登記された会社ならば、地元会議所への加入義務を定めた（第5条）。しかし、これは憲法第9条で保証されている結社の自由を侵害するものであるというアンパロ訴訟 (amparo) が、92年から95年まで5件発生し、それぞれ勝訴した。メキシコのアンパロ訴訟（保護請求訴訟）は、個々人の権利が行政当局の行為または法律により侵害された場合などに被害者が連邦裁判所に提訴し、勝訴した場合は当該原告を保護するにとどまり、判例にはならない（憲法第103条、第107条）ことを特色とする。先例拘束にはならないのだが、5件ともなると無視できなくなり、最高裁も第5条の違憲性を宣言した。これを受けて、政府も国会も96年12月20日付新法では加入義務を廃止した⁽⁹⁾。商人の自治により獲得したささやかな自由化の一歩といえよう。

3. 破産法

破産は経済的な事件だが、その後始末は法が処理することになる。商法典の第五部「破産及び支払い停止の法 (*Ley de Quiebras y Suspensión de Pagos*)」がメキシコの破産法である。商法典の一部分であるので商人破産主義をとつ

ている。一般破産は民法の債権者会議が取り扱う分野になる。わが国でも明治23年（1890）制定当時の破産法は、旧商法破産編であり、フランス法に範をとったので商人破産主義だった。その後ドイツ法の影響を受け、商人破産主義を止め、一般破産主義に転換、大正12年（1923）の現行破産法になった¹⁰⁾。メキシコの商法全体にフランス法の影響が強いのは、例えば可変資本会社の制度の導入にもうかがえる。

メキシコ破産法の全文は469条（付則、経過規定を除く）、そのうち支払い停止に当てられているのが41カ条である。条文が少ないので、破産に関する規定が準用されることが多いからである。破産も支払い停止も商人がかかえている債務を完済できない状態に陥ったことにおいては共通するが、破産が債務者の総財産をすべての債権者にできるだけ公平に弁済することを目的にする手続きであるのに対して、支払い停止は債権者の合意の下に支払いを停止した商人の破産を予防する協定（convenio preventivo）を結ぶ行為であるという違いがある。したがって債務者は、破産に陥る前に債権者に支払い停止の承認を求め（第394条）、認められなかったときに破産になるというケースが多いようである。支払い停止はわが国でいえば、和議にあたるであろう。なお、わが国の会社更正法に相当するものはない。

メキシコの破産法は（わが国もそうだが）、第1条は破産宣告（declaración de quiebra）をもって始まる。申立て（solicitud escrita）は、商人自身または1人または数人の債権者、もしくは職権により検察官（Ministerio Público）が行う（第5条）。申立書には破産のやむなきにいたった証明書類として会計帳簿、貸借対照表、すべての債権者および債務者の氏名と住所、未返済の債務の性質とその金額、最近5年間の損益の状況などを記載した内訳書、自己所有の動産および不動産、株券、その他の有価証券の一覧などが添付されねばならない（第6条）。破産宣告の判決（sentencia）のなかで破産管財人（síndico）と監査委員（interventor）が任命される（第15条）。破産管財人は、破産者（quebrado）が所属していた商工会議所が任命される（第28条I項）。これは前述の商工会議所への強制加入制度と連動しているものであろ

う。しかし、強制加入が廃止された現在、早晚破産法のこの規定のほうも整合されなければならないであろう。破産者が保険会社である場合は、大蔵・公共信用省 (Secretaría de Hacienda y Crédito Público) が指定する国家信用協会 (Sociedad Nacional de Crédito) が破産管財人になる (第28条II項)。破産管財人は、一般的にいって、どこの国の破産法でも破産財団 (*los bienes de la quiebra*) に属する財産を管理・処分して金銭に換え、債権者に対して財団換価金を配当するなど破産手続きにおける中核的な存在である。メキシコの破産法では、具体的には、破産者の企業およびその他の財産をその管理の下に置き、その企業およびその他の財産の財産目録 (Inventario) を作成、破産者が提出しなかったときは貸借対照表 (balance) も作成、当該企業の帳簿および文書類を受領の上精査、受領した現金は遅滞なく預金、破産担当裁判官に、債権者集会が開かれる前に、破産の原因、当該企業の経営の特殊状況、その他必要と判断されるすべての事項を報告、一般破産債権者および別除権者 (抵当権付き債権者など) のリストの作成、破産財団の会計を担当、債権者集会に、事前の司法的承認を取付けの上、処分・配当の協定案を提示、などである (第46条、第48条)。破産管財人の唯一の報酬は、財団換価金の 8 % である (第57条 I 項)。このほか、破産手続きの当事者としては、破産担当裁判官 (*juez de la quiebra*)、債権者集会 (*la junta de acreedores*)、前記の監査委員がある。破産担当裁判官は、破産管財人に財産管理の権限を賦与かつ必要と認めるときはみずから介入、破産者の関係財産・帳簿・文書を精査、債権者集会を招集し司会、破産管財人を監督および破産管財人が任命した補助要員が不適任と立証された場合は解任、破産管財人の行為もしくは手落ちに対するクレームを解決、債権の内容を精査・確認し、債権者集会に提出される負債状況報告を検査、そのほか一般的に破産手続きの終結まで発生するすべての紛争を解決するなどの役割を担う (第26条)。監査委員は、暫定的に破産宣告の判決で任命されるが、債権者集会の利益を代表するので、決定的には債権者集会で選挙される (第58~60条)。債権者の利益または法が債権者に賦与している権利が損なわれたと判断されたとき破産担当裁判官や破産管

財人の決定に異議を提起、破産担当裁判官や破産管財人に破産管理状況の情報開示を請求、すべての破産管理手続きを補完するために1または数名の監査委員を追加指名、破産担当裁判官に特別債権者集会の招集を請求、2カ月ごとに破産管理の進行状況について債権者たちに報告などの破産債権者側に立ったチェック機能をもつ(第67条)。債権者集会には通常集会と臨時集会があり(第73条)、通常は破産法に基づく議題で、債権の承認、監査委員の選任、破産債権者と破産者間の協定(第297条)、破産管財人の会計報告の承認などであるが、臨時は破産管財人の解任のような特殊案件である。各債権者は原則として1票、定数ではなく、出席債権者の過半数で議決される(第79条)。

次に支払い停止の場合の手続きはほぼ破産のそれに準じ、商人が所轄裁判所に、破産宣告に必要とされる一件書類を添えて支払い停止の承認を請求する(第395条)。一件書類に欠落がある場合、裁判官は完備するまで3日の猶予を与えることができる(第396条IV項)。この申立書(demanda)には必ず商人が債権者たちに提起する破産予防協定案と商人の所属する商工会議所の意見書、保険会社の場合は国家信用協会のそれが添付される(第398条)。裁判官は、申立書と破産予防協定案の内容が法定要件を満たしていれば、支払い停止の判決を下す(第396条)。この判決には、支払い停止管財人(síndico de la suspensión)の任命、管財人にその業務を執行する命令、債権者の順位づけ、債権者集会の招集、判決の登記などの命令が記載される(第405条)。支払い停止の手続き進行中、商人は管財人の監視の下でその資産を使い通常の営業を継続できる(第410条)。債権者は、管財人と商人の行動を監視する監査委員を任命することができる(第417条)。破産予防協定案が債権者集会で認められれば、裁判官もそれを正式なものと認め、逆に債権者集会が否決すれば、裁判官は破産宣告を下すことになる。債権者集会の成立要件も破産のそれに準ずる(第419条、第420条)。

なお、破産にせよ支払い停止にせよ、外貨建て債務は、破産宣告または支払い停止の判決当日の為替レートで換算された現地通貨相当額で支払われる¹¹⁾。

1986年のGATT加盟後、94年のNAFTA加盟後、そして95年の通貨危機の前後に国際競争力の弱い企業の倒産が多発したと伝えられる。しかし、メキシコの統計年鑑には倒産統計が載っていないので新聞記事切抜きの断片でつかむよりほかない。95年3月8日付『日本経済新聞』ロス来電は「メキシコ中小4000社が倒産」という見出しで12月下旬のペソ暴落以前は月間数百件ペースだった中小企業の倒産件数が、暴落後の約2カ月間で4000社に及んだことを伝えている。96年5月24日付のメキシコの『エスセルシオール』(Excelsior)紙の社説「危機にある企業(Empresas en Peligro)」によれば、92年より6年というある計画時間帯のなかすでに4年間を経過したが、その間1万5000社が倒産し、さらに近く3000社が倒産見込み、ということである。

NAFTAの進行とともに弱小企業は苦境に立つ一方で倒産は増えづけるであろう。その穴を大企業と外資が埋めるであろう。市場経済化には、光と影があり、その影の部分に出番があるのが破産法である。言うまでもなく、破産法の出番の多い社会が、幸福とはいえない。

4. 独占禁止法

メキシコの独占禁止法は、憲法第28条組織法という形をとる。その形ですでに4回制定されている。すなわち、1926年、31年、34年、93年に制定されているが、26年法、31年法は短命で、34年法は実に58年続いた。しかし、国営企業の多い混合経済体制の下ではあまり出番がなかった。市場経済化の波のなかで93年10月11日公布された新法は初めて出番を得たといえる。とかく法律は民間活動へのなんらかの規制のために制定されることが多いが、独占禁止法は、独占を排除して自由競争が円滑に運用できる環境をつくることを目的にするものだから、どんな小さな政府にも最後まで残る仕事のひとつといふことが言えるであろう。

新法は全文39条、総則、独占・独占的慣習、企業集中、連邦競争委員会、

手続き、罰則、再審の各章からなる。総則では、憲法第28条の施行細則的性格の宣言（第1条）、一般論（第2条）、対象（第3条）、第28条4項の国の戦略的分野の除外（第4条）、同条6項の労働組合の除外（第5条）、輸出組合の除外（第6条）などを受け止めている関係上、どちらかといえば、適用除外規定のほうが先にくるような構成になる。

独占の定義を、絶対的独占（prácticas monopólicas absolutas）と相対的独占（prácticas monopólicas relativas）に区分しているのが一特色である。

絶対的独占（第9条）とは、競争者たる事業者間において、市場において需給される財または役務の売買価格を決定し、引き上げ、協定し、または操作すること、または同一の目的の下に情報を交換すること（同条I項）、財の限定量または役務の限度度数以外は生産しない、提供しない、販売しない義務を設定すること（同条II項）、財および役務の現在および潜在市場を部分的に、顧客筋・サプライヤーを通じ、特定もしくは特定しうる時間と空間において、分割し、配分し、もしくは押しつけること（同条III項）、競売、公開入札において談合し、調整し、棄権すること（同条IV項）を指すものである。

これに対して、相対的独占（第10条）とは非競争者たる事業者間において、人、地理的状況を理由に、もしくは一定期間、顧客筋またはサプライヤーの分割、配分、指定を含め、財または役務の一手供給の決定、強要、設定ならびに特定または特定しうる期間、財を生産しない、または供給しない義務もしくは役務を提供しない義務（同条I項）、納入業者またはサプライヤーが財の納入または役務の提供にあたり遵守すべき価格その他の条件の強要（同条II項）、通常とは異なる追加的な財または役務を売買、取得、提供する条件つきの販売または取引（同条III項）、第三者が製造、加工、供給、販売した財または役務を使用しない、取得しない、提供しない、売らない条件つきの販売または取引（同条IV項）、特定事業者に通常第三者には提供していた手持ちの財または役務を売るまたは提供することを拒絶する一方的な行為（同条V項）、特定の行動を断念させる目的をもって若干の顧客またはサプラ

イアに圧力をかけるための複数の事業者の申し合わせ（同条VI項），一般的に財や役務の生産，加工，流通，販売の自由な競争の過程を不當に損ね，妨害するすべての行為（同条VII項）を指すものである。

絶対と相対の違いは，競争者と非競争者であり，違法性は絶対的独占のほうが高い。

次に企業集中であるが，独占禁止法は，企業の合併そのものを問題にするわけではなく，競争者同士の合併が自由市場における競争を軽減し，損ない，妨害するものであるかどうかという点を問題にする（第16条）。市場のグローバリゼーションの時代であるから，メキシコでも，民族資本の間，民族資本と外資の間でそれと疑わしい企業集中は多発している。当局も目を光らせて いるわけである。

この場合の当局は，連邦競争委員会（Comisión Federal de Competencia: CFC）であり，新法で新設された。商務・工業振興省（SECOFI）に所属するが，独立性のある機関である（第23条）。わが国の公正取引委員会にあたり，メキシコの大統領任命の5人の委員（comisionados）から構成され，1名が委員長になる（第25条）。

独占違反の訴えは，絶対的独占の場合は何人も提訴でき，間接的独占と企業集中の場合は被害者が委員会宛て然るべき根拠を添え文書で提訴する。委員会は根拠の乏しい提訴は却下できる（第32条）。委員会の調査により独占の存在が認められた場合，被審者に異議申立てのため30日の期間が与えられる。審判後，委員会は60日以内に審決を下さなければならない（第33条）。

独占違反の罰則は厳しく，同委員会は，独占行為または企業集中の中止，修正，撤回を命令できるほか，絶対的独占の場合の課徴金がメキシコ連邦直轄区（México D.F.）の現行最低賃金の37万5000倍，相対的独占と企業集中の場合のそれが同上最低賃金の22万5000倍である（第35条）。課徴金を年々修正される最低賃金にスライドしたのはインフレヘッジであり，この方式は ブラジルの先例に倣ったものと思われる。

むすび

日本では、一時は政治家、学者、ジャーナリストそろって市場経済原理を支持し、国是になった観もあり、最近になって若干揺れ戻しもあり、その光と影が問題にもなってきているが、メキシコの場合、慢性的な貧富の格差をかかえている国なので、貧富の格差をさらに広げる可能性の強い新自由主義には当初から学者、農民、一部の政治家、ジャーナリスト、中小企業経営者などからの批判が強かった。貧富の格差は正には国家の役割が依然として大きいからである。そこにアメリカ留学組の政府のテクノクラートとの間に意識のギャップがある。しかし、ともかくも新自由主義の路線にそって法も改正されている。それゆえに改正は、とかく外向きである。特にメキシコの場合ブレイディ・プランの恩義だけではない。NAFTA圧力がある。

企業活動にかかる法の改正においては、民法典、商法典のような法典(código)と名のつく法律にはほとんど変化はない。専ら憲法、外資法、特別法が事態の変化に対応している。外国人に国境の禁止地帯における住居目的以外の不動産取得を許容、金融の分野における外資への開放路線、いくつかの業種にみる外資の出資制限の段階的緩和には明らかなNAFTA圧力がみられる。今後の展望としては、2000年の大統領選挙の帰趨がひとつの着眼点である。PRIの万年与党の線は崩れている。ナショナリズムや社会主義的要素の復活があるかもしれない。PRI続投なら現行どおり。逆に対米迎合路線をより強めることもあり得る。ただ反PRIの大統領が実現しても、国会運営上PRIの協力を得る必要はあろう。またNAFTAという条約を結んでいるので、誰が大統領になっても大きな路線変更には無理がある。容易に後戻りできない既成の体制ができ上がっているからである。また民営化が進むなかで最後の国営公社として石油公社のPEMEXだけは残るだろう。これも、新外資法上、石油および石油副産物を輸送するパイプラインの建設、石油および天然ガスの井戸の掘削をする企業への外資参加は49%まで可能、

外国投資委員会が認める場合はそれ以上も可能であり、石油化学基礎品目は国家独占といつても、基礎品目の分類を19品目から8品目に減らし、減らした分を二次品目に移したあたりに、拡張解釈上憲法に抵触しないぎりぎりのところでNAFTAに妥協しているところがある。それでも石油の鉱業権と販売権は渡さないということで体面を保っているわけであり、今後ともこの線は崩さないであろう。

1997年9月来日したセディージョ大統領は、メキシコ経済シンポジウムの基調演説のなかで「司法制度の改正にも取り組んできた。法制度を改善することで、法律を尊重するという文化を根づかせようとしている。」という抱負を述べている⁽¹⁾。過去および現状は、法治国家として不完全であることを自覚した発言でもある。メキシコのみならず、ラテンアメリカ全体に法と実施にずれがあること、順法精神に欠けること、司法府にいたるまで汚職があり得ること、などに戸惑いを感じることが多い。セディージョ大統領の抱負に期待されるところが大きい。

(1) Francisco J. Palacio, "Neoliberalismo y Nuevo Orden, Estrategia y Resultante Social en Latinoamérica," *Revista de Estudios Políticos*, No. Enero-Marzo 1998, Zaragoza, España.

(2) Miguel de la Madrid, "Algunas cuestiones sobre la regulación de la empresa pública en México," en Anuario Jurídico, UNAM, México: 1981, VIII, pp.420-421.

(3) Emilio O Rabasa (comentado), *Mexicano, ésta es tu constitución*, Porrúa, México: 1993, p.61.

(4) Ibid., p.124.

(5) 堀坂浩太郎・細野昭雄・長銀総合研究所編『ラテンアメリカ民営化論』日本評論社, 1998年, 111ページ。

(6) メキシコ大使館商務部および在メキシコ滝本事務所からの入手資料による。

(7) ジエトロ『NAFTAを読む』1993年, 61-62ページ。

(8) Bancomext, "MEXICO-Basic Guide for Foreign Investors," 1995, p.26.

(9) José Manuel Lastra Lastra, *Fundamentos de Derecho*, McGraw Hill, México: 1997, pp.240-243.

- (10) 伊藤 真『破産法』有斐閣, 1988年, 426-427ページ。
- (11) Doing Business in Mexico, Legal Letter, November 1998, p. 7.
- (12) 『日本経済新聞』1997年3月24日付。

[付記] 本稿で引用し、翻訳あるいは抄訳した企業活動法の条文の底本は、
CÓDIGO DE COMERCIO y Leyes Complementarias, Editorial Porrúa,
México: 1997である。そのほか、Philip T. von Mehen, Esq. Curtis, Mall-
et-Prevost, Coit & Mosie (edt.), *Doing Business in Mexico*, Trans-
national Publishers, Inc. NY: USA, 1999のなかの英訳および解説も参照し
た。